

旭川大学の公立化検討に関する有識者懇談会の会議公開等に関する取扱い（案）

1 会議の公開

会議については、原則として公開する。

ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項に該当するおそれがあると認める場合を除く。

2 会議開催の事前公表

当該会議を開催する日の1週間前（やむを得ない場合は、その期間を短縮することがある。）までに、「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表する。

3 会議の傍聴等

傍聴者の定員は、10名とする。

傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定する。

また、傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 司会の指示に従うこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (4) みだりに席を離れず静穏に傍聴すること。
- (5) 会議場において撮影、録音等はしないこと。ただし、懇談会が承認した場合についてはこの限りでない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

4 会議資料の提供

傍聴者に会議資料を提供するものとし、配付又は閲覧の方法により行う。

5 会議録の作成

会議の記録については、発言の要旨を記載した要点記録とし、発言者の氏名を記載しない。また、会議録の内容については出席参加者の確認を得た後、これを公表する。

6 会議録の公表

会議録については、市のホームページに掲載するとともに、記録の写しを市政情報コーナーに備え置き、閲覧に供する。